

【A】令和4年度「ふるさと選手活動支援事業」実施要項

1 目的

国民体育大会におけるふるさと選手制度の活用を促進することで、本県の競技力向上に資するとともに、国民体育大会上位入賞を足掛かりに国際大会等で活躍できるトップアスリートを育成する。さらに、支援を受けたトップアスリートの本県への帰属意識を高め、県内の指導者として次世代アスリートを育成するなど、スポーツ人材の好循環を促す。

2 補助対象競技

県スポーツ協会加盟対象41競技団体に所属するふるさと選手

3 補助対象事業

各競技団体が指定する強化指定選手のうち、国民体育大会に出場する優秀なふるさと選手の当年度の遠征・合宿費用の一部を補助する。

優秀なふるさと選手：平成30年1月～令和4年3月に開催された全国規模の大会（詳細は以下のとおり）において、上位（8位以内）入賞を果たした者（団体戦の場合は、試合に出場した者）のうち、当該年度の国民体育大会（九州ブロック大会や福岡県予選を含む）に出場するふるさと選手。

全国規模の大会について

- ・ 競技別全日本選手権大会 ※ただし、年齢別・種目別等の競技大会は対象としない。
- ・ 競技別全日本学生選手権大会及び中央競技団体が主催する全国大学選抜大会
- ・ 中央競技団体が主催する全国都道府県対抗競技大会
- ・ 全国高等学校総合体育大会及び中央競技団体が主催する全国高等学校選手権大会・選抜大会
- ・ 全国中学校体育大会及び中央競技団体が主催する全国中学校選手権大会・選抜大会
- ・ 国民体育大会
- ・ 中央競技団体が主催する競技別全日本ジュニア選手権大会

※ただし、該当大会は次の条件も満たす大会とする。

全国で「予選」または、「成績等による選抜」を行い、該当年代のすべての競技者を参加対象とするもの。

- ・ 上記大会と同等と本会を認める大会
- ・ 全国規模の大会以上の国際大会（オリンピック、世界選手権、アジア大会等）に出場した選手については、本会で精査の上、優秀なふるさと選手として扱う。

4 指定期間

令和4年4月1日から令和5年3月末まで

5 希望調査期間

令和4年3月7日（月）から令和4年3月24日（木）まで

6 補助額

事務局で精査のうえ、決定する。

7 補助対象経費

旅費（交通費・宿泊費）、需用費、役務費、使用料及び賃借料とする。

8 各競技団体への補助金の交付決定及び通知について

公益財団法人福岡県スポーツ協会補助金交付要綱による。

9 留意事項

- (1) 組織的に一貫指導を推進するための責任者・委員会等を設置し、内容の充実を図ること。
- (2) 事業前に必ずスポーツ傷害保険に加入すること。
- (3) 申請書を事業開始1ヶ月前に提出すること。
- (4) 報告については、領収書の原本並びにスポーツ傷害保険証書（証書写しでも可）を提出すること。
- (5) 押印の取扱いについて、様式1「補助金交付申請書（交付申請書）」は、「署名又は記名押印」、様式2-4「交通費支払調書」は、「署名又は押印」で、様式1「補助金交付申請書（実施希望調査申請書）」、様式2「補助金実績報告書」は、公印（押印）不要で事務処理すること。